



個人年金は、未来への贈りもの。

三井住友海上ネットライフ生命  
Mitsui Sumitomo MetLife

2008年1月1日

※本資料に記載されている内容は、このお知らせが作成された時点のものとなります。

**変額個人年金保険(2005)「Sweet Smile(スイートスマイル)」の運用会社名が変更されます。**

弊社販売中の変額個人年金保険(2005)「Sweet Smile(スイートスマイル)」におきましては、各特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いておりますが、今般、運用会社名の変更(商号変更)がございますのでご案内申し上げます。該当する特別勘定をご選択されているお客さまにおかれましては、本変更に関し、特段のお手続きをいただく必要はございません。また、運用方針などの変更もございません。今後とも末永くお引き立ていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

◆ 商品名:「Sweet Smile(スイートスマイル)」(変額個人年金保険(2005))

1. 変更対象

特別勘定 : バランス25

バランス37.5

バランス50

投資信託 : DIAM・バランスファンド25VA

DIAM・バランスファンド37.5VA

DIAM・バランスファンド50VA

| 変更前                               | 変更後                           |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 【運用会社名】<br>興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 | 【運用会社名】<br>DIAMアセットマネジメント株式会社 |

2. 変更の理由

同社の社名(商号)の変更によるものです。

3. 変更日:2008年1月1日(火)

以上

**この保険商品についてご確認ください事項**

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。これらの特別勘定の運用に伴うリスクはすべてご契約者に帰属します。

■ご負担いただく費用について

この保険では、契約初期費用、保険関係費および資産運用関係費等をご負担いただきます。また、一定期間内にご契約を解約・一部解約する場合には、所定の解約控除がかかります。詳しくは「諸費用について」をご参照ください。

## ■その他

- ・変額個人年金保険は特別勘定の主たる運用手段として投資信託を用いますが、ご契約者が投資信託を直接保有するものではありません。
- ・特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きと必ずしも一致しません。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有することがあることや、ユニットプライスの計算に当たり保険関係費等の費用を控除すること等によるものです。

## ご加入をご検討されているお客さまにご確認いただきたい事項

- ・ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。
- ・年金総額保証型特別勘定年金特約をご選択された場合、年金受取総額の最低保証は、年金総額保証型特別勘定年金の受取期間満了を迎えることにより保証されますので、年金受取開始時や年金受取期間中に一括受取や一般勘定で運用する年金種類に変更した場合には、年金受取総額の最低保証はありません。

## 諸費用について

この商品の費用の合計は、以下の費用の合計額となります。

(下記の内容は 2008 年 1 月 1 日時点のものを掲載しております。)

### ご契約時にご負担いただく費用

| 項目     | 目的               | 費用                | 時期                        |
|--------|------------------|-------------------|---------------------------|
| 契約初期費用 | 当保険契約の締結などに必要な費用 | 一時払保険料の <b>3%</b> | 特別勘定への繰入前に、一時払保険料から控除します。 |



増額した場合にも、契約初期費用として増額保険料の3%が控除されます。

ご注意

### 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

#### 1. すべてのご契約者にご負担いただく費用

下記の費用を控除した上で、ユニットプライスは計算されます。

| 項目      | 目的                                               | 費用                                         | 時期                                       |
|---------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 保険関係費   | 当保険契約の締結および維持などに必要な費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金等を支払うための費用 | 積立金額に対して<br>年率 <b>2.30%</b> *              | 積立金額に対して左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。       |
| 資産運用関係費 | 投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用にかかわる費用                       | 全ての特別勘定共通<br>年率 <b>0.315%</b> 程度<br>(消費税込) | 各特別勘定の資産残高に対して左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。 |

\* 保証金額付特別勘定終身年金特約または年金総額保証型特別勘定年金特約の費用(積立金額に対してそれぞれ年率0.8%)を含みます。



ご注意

- ・資産運用関係費は信託報酬を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- ・資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

## 2. 下記のお取扱いの場合に別途ご負担いただく費用

特別勘定のユニットプライスを計算した後に特定の契約者にご負担いただきます。

| 項目       | 費用              |                                         | 時期                    |
|----------|-----------------|-----------------------------------------|-----------------------|
| 積立金移転手数料 | 保険年度に 15 回までは無料 | 1 保険年度 16 回目以後の移転について <b>2, 500</b> 円／回 | 移転時に積立金から控除します。       |
| 解約控除     | 解約するとき          | 経過年数に応じて、基本保険金額に対して <b>1～4%</b>         | 解約時・一部解約時に積立金から控除します。 |
|          | 一部解約するとき        | 経過年数に応じて、一部解約請求金額に対して <b>1～4%</b>       |                       |

### <解約控除率>

| 契約日(増額日)からの経過年数  | 1年未満      | 1年以上<br>2年未満 | 2年以上<br>3年未満 | 3年以上<br>4年未満 | 4年以上<br>5年未満 | 5年以上<br>6年未満 | 6年以上<br>7年未満 | 7年以上<br>8年未満 | 8年以上<br>9年未満 | 9年以上<br>10年未満 | 10年以上     |
|------------------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| 解約控除対象額に対する解約控除率 | <b>4%</b> | <b>4%</b>    | <b>4%</b>    | <b>3%</b>    | <b>3%</b>    | <b>3%</b>    | <b>2%</b>    | <b>2%</b>    | <b>1%</b>    | <b>1%</b>     | <b>0%</b> |

## 一般勘定で運用する年金受取期間中にご負担いただく費用

下記の年金管理費を年金受取開始日以後ご負担いただきます。(遺族年金支払特約による年金も含みます。)

| 項目    | 費用                      | 時期                            |
|-------|-------------------------|-------------------------------|
| 年金管理費 | 年金受取金額に対して <b>1. 0%</b> | 年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。 |

本件に関するご照会先

三井住友海上メットライフ生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-125-104**

受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

(ご契約内容に関するご照会につきましては、0120-81-8107 までお問い合わせください。)

(ハイ、パートナー)

MSML-0712-B-0893-00

